

ながさき中高年世代活躍応援プロジェクト協議会 設置要領

1 趣旨

「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和８年４月１０日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、長崎県内の関係機関等を構成員とし、県内の就職氷河期世代を含む中高年世代（概ね３５歳～５９歳）活躍応援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「ながさき中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「ながさき協議会」という。）を設置する。

2 構成員

別紙１「ながさき中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。

なお、必要に応じ、他の関係機関等のオブザーバーを参画させることができるものとする。

3 各構成員の役割

（１）行政、地域、支援機関

ア 長崎労働局（職業安定部）

- ①ながさき協議会とりまとめ事務局（主担当）
- ②事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ③実施事業の進捗管理（主担当）
- ④各種支援策の周知広報

イ 長崎県（産業労働部）※労働関係部局

- ①ながさき協議会とりまとめ事務局（副担当）
- ②事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ③実施事業の進捗管理（副担当）
- ④各種支援策の周知広報

ウ 長崎県（福祉保健部）※保健福祉関係及び孤独・孤立対策関係部局

- ①地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策ＰＦ」という。）等との連絡調整
- ②孤独・孤立対策ＰＦ等の好事例の把握と展開
- ③各種支援策の周知広報

エ 地域（長崎県市長会、長崎県町村会、長崎市、佐世保市、五島市）

- ①各種支援策の周知広報
- ②その他中高年世代の支援に係る施策の提案

オ 支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部、長崎・佐世保

地域若者サポートステーション、長崎県社会福祉協議会)

- ①専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ②企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ③企業に対する正社員化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ④職業訓練の充実
- ⑤社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ⑥支援対象者のハローワーク等就労支援機関への誘導
- ⑦各種支援策の周知広報
- ⑧その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 他の行政機関、経済団体、労働団体

- ①企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ②企業に対する中高年世代に係る人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ③中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ④イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ⑤その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

長崎県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

ア 不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

イ 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしてない方など

ウ 社会参加に向けた支援を必要とする方

ひきこもりの状態にある方、生活困窮に陥っている方など、就労支援だけでなく、

社会参加に向けた支援を必要としている方

(3) 事業実施計画の策定（目標・KPI（重要業績評価指標）・取組）

ア 目標、KPIについては適切なものを検討の上、設定する。

イ 目標、KPIの達成に資する取組を検討の上、設定する。

ウ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については厚生労働省から示される参考値等を踏まえ策定する。

事業実施計画は、就職の実現だけではなく多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(2) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする方については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意する。

(4) 孤独・孤立対策PF等との連携

長崎県は、孤独・孤立対策PF等の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、孤独・孤立対策PF等との情報共有と広域的課題の対応を行う。

ア 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）

イ 経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援

ウ 孤独・孤立対策PF等の好事例の周知等

5 ながさき協議会の会議運営

(1) 上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) ながさき協議会に座長を置き、長崎労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

ながさき協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和7年6月20日から施行する。

令和8年6月16日 改正

ながさき中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区 分	構 成 員 (機 関 ・ 団 体 名)
経済団体	長崎県経営者協会
	長崎県商工会議所連合会
	長崎県中小企業団体中央会
	長崎県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 長崎県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
	長崎若者サポートステーション
	佐世保若者サポートステーション
	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
地 域	長崎県市長会
	長崎県町村会
	長崎市
	佐世保市
	五島市
行 政	九州経済産業局
	長崎労働局
	長崎県